

社会福祉法人共働福祉会

福祉・介護職員等に対する特定処遇改善加算一時金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共働福祉会（以下「法人」という。）給与規程第1条に定める給料とは別に、厚生労働省が令和元年10月から導入した福祉・介護職員特定処遇改善加算制度（以下「特定処遇改善加算制度」という。）に基づき、主に法人の介護職員に対し支給する福祉・介護職員特定処遇改善加算一時金（以下「特定処遇改善加算一時金」という。）について必要な事項を定めるものとする。なお、現行の福祉・介護職員等に対する処遇改善加算一時金とは別に設ける。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員又は有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める要件を参考に、法人内で定義した職員範囲に基づき 特定処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、特定処遇改善加算一時金を支給する。

(支給額)

第3条 特定処遇改善加算一時金の支給額は、法人全体で特定処遇改善加算制度による加算見込み額に応じて、各年度初日までに当初予算に基づき職員範囲別に理事長が定める額とする。なお、法人の財務状況によっては一時金の支給調整を行うことができる。

(支給方法・支給日)

第4条 特定処遇改善加算一時金の支給方法は、各月の給与に諸手当として支給するものとする。

(その他)

第6条 この規定は、特定処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則

- 1・この制度は令和元年12月1日から施行する